

令和4年8月25日
210 会議室

令和4年第16回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和4年第16回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和4年8月25日(木)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時28分

2 場 所 210会議室

3 出席者

教育長 栗原 寛

教育委員 石本 一弘 伊藤 憲春

鳴田 敦子 小林 章子

署名委員 小林 章子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 齋藤 真志 教育総務課長 小林 直弘

学校施設建替担当課長 鈴木 信貴 学務課長 杉浦 丘美

指導課長 佐藤 達哉 主任指導主事 寺田 良太

統括指導主事 片山 伸哉 教育支援課長 鈴木 峰宏

学校給食課長 青木 勇 生涯学習推進センター長 庄司 康洋

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 柏崎 彩花

案 件

1 議案

- (1) 議案第26号 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について
- (2) 議案第27号 令和5年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について
- (3) 議案第28号 令和5年度使用立川市立小学校特別支援学級教科用図書の採択について
- (4) 議案第29号 令和5年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について
- (5) 議案第30号 令和5年度使用立川市立中学校特別支援学級教科用図書の採択について

2 協議

- (1) 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針の見直しについて
- (2) 図書館の臨時休館について

3 報告

- (1) 立川第七中学校体育館の復旧について

4 その他

令和4年第16回立川市教育委員会定例会議事日程

令和4年8月25日

210会議室

1 議案

- (1) 議案第26号 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について
- (2) 議案第27号 令和5年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について
- (3) 議案第28号 令和5年度使用立川市立小学校特別支援学級教科用図書の採択について
- (4) 議案第29号 令和5年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について
- (5) 議案第30号 令和5年度使用立川市立中学校特別支援学級教科用図書の採択について

2 協議

- (1) 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針の見直しについて
- (2) 図書館の臨時休館について

3 報告

- (1) 立川第七中学校体育館の復旧について

4 その他

◎開会の辞

○栗原教育長 ただいまから、令和4年第16回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に小林委員、お願いいたします。

○小林委員 承知しました。

○栗原教育長 本日は、議案5件、協議2件、報告1件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。

○齋藤教育部長 本日第16回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学校施設建替担当課長、学務課長、指導課長、寺田主任指導主事、片山統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長、以上でございます。

◎議 案

(1) 議案第26号 「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」
について

○栗原教育長 それでは、1議案(1)議案第26号、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、議案第26号、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についてご説明いたします。

こちらの点検・評価の報告書でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理、運営及び執行の状況について点検・評価し、その内容をまとめたものでございます。

点検・評価の対象は、令和3年度における教育委員会の3つの活動及び教育委員会所管の4つの分野別個別計画である第3次学校教育振興基本計画、第6次生涯学習推進計画、第3次図書館基本計画及び第4次子ども読書活動推進計画に掲げられている施策から抽出した19の施策となります。

本報告書につきましては、本年4月の第8回教育委員会定例会において、点検・評価に係る基本方針を定め、以降3回にわたり教育委員会定例会で協議等を行うとともに、行政と学識経験者3名との意見交換会を実施し、意見聴取を行った上で、内容を取りまとめ、再度教育委員の皆様から頂戴したご意見を反映し、本日、議案として提出したものでございます。

なお、こちらの報告書につきましては、来月の市議会文教委員会において報告するとともに、市ホームページにて広報いたします。よろしくご審議いただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 質問ではないんですけども、何回かにわたって検討してきました。その結果、立派な報告書ができて、大変だったかと思えます。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

これは公表されますので、教育委員会の施策を皆さんに知っていただくということで、とても大事なことであると思えますし、私もこれを見せていただいて、改めてこういうことをやってきたんだと、また、こういうところも気をつけなくてはいけないというようなことを、改めて考えさせられました。

これをつくるのが目的ではなく、こうやって振り返って、根拠のある評価を自分、委員会がしていくということで、とても意味のあることだと思いますので、令和4年度分も、さらに充実させていただきますように、また私も頑張っていかなければいけないと思っております。B評価がA評価になるように、そしてS評価が増えるように頑張っていきたいと思います。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 私も本当に感慨深いものがあるので、その思いというか感想をお伝えしたいんですけども、改めて全部見させていただいて、すごく大変だったなと思うし、本当に来年に向けてどうしていこうという気持ちが、特に課題のところと次年度の方向性ということが明文化されていますので、本当にありがたいことですし、そういう固い決意を持って臨まれているという思いを改めて実感させていただきました。感謝の気持ちをお伝えさせていただきます。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第26号、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第26号、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」について、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第27号 令和5年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について

○栗原教育長 続きまして、1議案(2)議案第27号、令和5年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、を議題といたします。

佐藤指導課長、説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 それでは、ご説明させていただきます。

初めに、これからご覧いただきます多くの資料が片面印刷となっております。大変申し訳ございません。こちら、両面でも可能であったところがございますが、今回片面の資料が多くなっております。経費節減の観点からも、今後しっかりいたしてまいります。大変失礼いたしました。

それでは、議案第27号、令和5年度使用立川市立小学校教科用図書の採択についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

現在、市内の小学校では、平成31年度に採択された教科用図書を利用しております。現在使用中の教科用図書は、その際に十分な調査研究の結果を踏まえて採択がなされており、本年度の教育活動においても確実に活用され、子どもたちの学びを支えていることから、令和5年度使用教科用図書採択については、平成31年度に採択された教科用図書と同一のものを採択することとするものでございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

ご説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第27号、令和5年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第27号、令和5年度使用立川市立小学校教科用図書の採択について、は承認されました。

◎議 案

(3) 議案第28号 令和5年度使用立川市立小学校特別支援学級教科用図書の採択について

○栗原教育長 続きまして、1議案(3)議案第28号、令和5年度使用立川市立小学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題といたします。

佐藤指導課長、説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 それでは、議案第28号、令和5年度使用立川市立小学校特別支援学級教科用図書の採択についてご説明いたします。

小学校特別支援学級で特別な教育課程を編成している場合、学校教育法附則第9条及び同法施行規則第139条の規定により、当該学年用の文部科学省検定済教科書、いわゆる通常の教科書を使用することが難しいという判断がなされたときには、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な図書を教科書に代えて使用することができることとなっております。

本案は、お配りした採択一覧により、立川市立小学校特別支援学級が令和5年度に教科用図書として使用する図書の採択をご提案するものです。

なお、この採択一覧にある図書につきましては、東京都教育委員会が調査研究をし、適切な図書としているものの中から、各学校が十分に調査研究を行い、選定し、ご提案申し上げます。よろしくご審議の上、採択いただきますようお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 質疑ではないんですけれども、学校現場におりました立場から一言、本当に現場の先生方はいかに大変かということが、教科書選びでも分かるので、それをちょっとお伝えしたいです。

1つの学年の国語の教科書とか書写であるとか、いわゆる普通級の選定の仕方ではなくて、その教室にいらっしゃる一人一人のお子さんの状況に合わせた教科書の選び方をしていくと、本当にこれだけ多岐にわたってご苦労が多いんだなということが、身にしみて感じます。この特別支援学級の先生方のご苦労がしのばれますけれども、そういう日頃のご努力に感謝しながら、いい教科書と子どもたちが巡り会えるようにと思っております。

○栗原教育長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第28号、令和5年度使用立川市立小学校特別支援学級教科用図書の採択について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第28号、令和5年度使用立川市立小学校特別支援学級教科用図書の採択について、は承認されました。

◎議 案

(4) 議案第29号 令和5年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について

○栗原教育長 続きまして、1議案(4)議案第29号、令和5年度使用立川市立中学校教科用図書

の採択について、を議題といたします。

佐藤指導課長、説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 それでは、議案第29号、令和5年度使用立川市立中学校教科用図書の採択についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

現在、市内の中学校では、令和2年度に採択された教科用図書を利用しております。社会科の歴史分野におきましては、令和3年度もご協議いただきましたが、令和2年度と同様の教科用図書を採択していただいております。

現在使用中の教科用図書は、十分な調査研究の結果を踏まえて採択がなされており、今年度の教育活動においても確実に活用され、子どもたちの学びを支えていることから、令和5年度使用教科用図書採択については、令和2年度、令和3年度に採択された教科用図書と同一のものを採択することとするものでございます。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございます。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第29号、令和5年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第29号、令和5年度使用立川市立中学校教科用図書の採択について、は承認されました。

◎議 案

(5) 議案第30号 令和5年度使用立川市立中学校特別支援学級教科用図書の採択について

○栗原教育長 続きまして、1議案(5)議案第30号、令和5年度使用立川市立中学校特別支援学級教科用図書の採択について、を議題といたします。

佐藤指導課長、説明をお願いいたします。

○佐藤指導課長 それでは、議案第30号、令和5年度使用立川市立中学校特別支援学級教科用図書の採択についてご説明いたします。

中学校特別支援学級においても、小学校と同様に特別な教育課程を編成している場合、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な図書を教科用図書に代えて使用することができることとなっております。

本案は、小学校と同様に、東京都教育委員会が調査研究をし、適切な図書としているもの

に加え、学校独自の調査においても適切な教科用図書だと認める図書の中から、各学校が十分に調査研究を行い、選定し、ご提案申し上げるものでございます。よろしくご審議の上、採択いただきますようお願いいたします。

なお、令和5年度に向けては、理科と美術の教科用図書が、東京都教育委員会の調査研究リスト以外から選定したものとなっております。よろしくお願いいたします。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。議案第30号、令和5年度使用立川市立中学校特別支援学級教科用図書の採択について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、議案第30号、令和5年度使用立川市立中学校特別支援学級教科用図書の採択について、は承認されました。

◎協 議

(1) 立川市学校給食における食物アレルギー対応方針の見直しについて

○栗原教育長 続きまして、2協議(1)立川市学校給食における食物アレルギー対応方針の見直しについて、を議題とします。

青木学校給食課長、説明をお願いいたします。

○青木学校給食課長 学校給食課より、立川市学校給食における食物アレルギー対応方針の見直しについて協議をお願いいたします。

資料の1概要をご覧ください。

立川市学校給食運営審議会から答申の受理を報告させていただいた以降、学校給食に関わる栄養士で構成される栄養士会議で、食物アレルギー対応方針及び対応手順の見直しの検討を行い、具体的内容の整理をいたしました。

なお、改正した食物アレルギー対応方針等の運用につきましては、小学校は令和5年4月から、中学校は新調理場が稼働する令和5年9月からとします。

資料の2見直しの方向性、(1)「使用しない食品」及び「対応食品」の整理をご覧ください。使用しない食品としましては、重篤化しやすい食品や誤配食しやすい食品などを新たに追加し、5品目から17品目とします。

また、原因食品を除いて提供する除去食あるいは他の食品に代えて提供する代替食に対応する食品としましては、12品目から5品目とさせていただきます。

なお、運用後、新たな取組としましては、対応食品以外にアレルギーを持っている児童・生徒に対しても、栄養士が出席するアレルギー面談を行い、個別のアレルギー食対応表を作成し、学校及び保護者に送付をしていくこととします。

(2) 誰にでも分かりやすい食物アレルギー対応手順の構築についてをご覧ください。

表3、対応手順の課題と見直しの方向性（概要）の対応手順の課題と見直しの方向性を踏まえ、小・中学校をはじめとする関係機関等との協議や、誰でも確実に食物アレルギー対応ができるような対応手順の検討等を実施してまいります。

資料の3今後のスケジュールをご覧ください。

本日は、見直しの方向性や今後のスケジュールをお示しさせていただき、9月5日の教育委員会にて協議、決定をお願いいたします。その後、9月16日の文教委員会で報告を行い、校長会及び立川市学校給食運営審議会に報告を行ってまいります。保護者へは、10月から11月にかけて対応方針改正について通知をし、その後、改正した対応方針等に基づき保護者との面談を行い、小学校は令和5年4月から、中学校は新調理場が稼働する令和5年9月から運用を開始してまいります。

学校給食課からは以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 アレルギーに関しての丁寧なご説明、ありがとうございます。

1つだけお聞きしたいことがあるんですけども、中学校で新たに食物アレルギー対応を開始するというので、ここにも書いてありますように、中学校の教員等に経験値がないことを踏まえて丁寧に書いていただいているのはありがたいなと思っていますけれども、やはり経験がないということになると、当分慌ててしまったりとか、いろんなことがあると思います。

私の甥っ子も結構重度なアレルギーがありまして、数回救急車で運ばれたりということがありましたけれども、小学校の4年生ぐらいから、自分のアレルギーについて自分で説明できるようになりましたので、中学生ならある程度は分かっているのかなと思いますけれども、先生方にもより一層勉強していただければと思っています。

それからもう一点は、小学校の低学年ですと、エピペンを、いざ対応の薬品ですね、先生のほうで預かっているというようなケースもあったと思うんですけども、中学生になると自分で管理するようになるのか。その点はどのようにする予定なのかということが、もし分かれば教えていただければと思っています。

以上です。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 まず、1つ目の研修の件につきましてですけれども、毎年アレルギー対応研修というのはやってございまして、今年度につきましても、7月29日に指導課、学務課と共催で、アレルギー対応研修を現調理場でやらせていただきました。例年と会場を変更したことにより、大体例年の2倍ぐらいの参加、42名の参加がありました。そういった中で、食物アレルギーの起こりやすいものとかについての研修を行ったり、先ほどもありましたエ

ピペンの卸の会社からトレーナーというものをお借りしまして、1人1つずつ持って、実際に針はついておりませんが、こういうことを気をつけてやるんですよという形での研修等もやらせていただきました。

実際に、立川市でアレルギーのある児童は約370人ぐらいいまして、そのうちエピペンを処方されているのは約30人程度いらっしゃるのが現状でございます。実際に処方をされるものになりますので、基本的な考え方としては、本人が身につけるとするか、持つておくものにはなるわけですが、実際それを使うときというのは、本人様も、対象児童も、意識の問題であったりとか難しい面がございますので、実際に先生方が使えるように、また、そばにいる人が使えるように、研修の中でもやってきた次第でございます。

実例として、エピペン2本を処方されている場合には、学校に預けているというケースもあると聞いております。ただし、ご本人様が常に持っていただくというのが基本ではないのかなと思っているところでございます。

以上です。

○栗原教育長 伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 丁寧な対応、ありがとうございます。

ただ、なかなかそのときというのは、本当にパニックになるものだと思います。例えば私も、今はその方が辞めてしまったので難しいんですけども、診療中に倒れてしまったというようなことがあったときに、大学のそういうような生命維持の専門の教授が私の友達であったとか、先輩ですけれども、仲よくさせていただいているので、何かあったときにはすぐ電話しろということで、電話したところ、私も単なる貧血のような症状であるとは思わなかったんですけども、やっぱりそのときにはドキッとしますし、電話をして、症状を言えというから、そのままお話ししたところ、それなら大丈夫だから様子だけ見ていればいいよと言ってくださいました。それだけで、本当に安心したということがありますので、何かあったときに、例えばこういう最初に連絡するところはそういうところであるというようなことを決めておいていただくと、安心なのかなという気がいたします。その点のご配慮を、これは今までも同じですけども、より丁寧をお願いしたいと思います。

以上でございます。これはお願いです。

○栗原教育長 青木学校給食課長。

○青木学校給食課長 今、伊藤委員の言われていることはそのとおりで、難しい面もあるとは思いますが、私たち学校給食課でも面談または学校での対応の中で、今回見直します対応方針においても、エピペンを持参して常に持っているのかどうかも含めて、面談で確認をさせていただいたりしていきたいと考えております。

以上です。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

石本委員、お願いいたします。

○石本委員 これは、かつて私の近所の小学校で実際にあった話ですけども、保護者もご自

身もアレルギーがあるというのはご存知なくて、ということは、医者にもかかかっていないということなのです。

養護の先生が、体育の授業中だったと思うんですけども、具合が悪くなったお子さんの様子を見ていて、これはいけないと判断されて、そのお子さんをばつと抱きかかえて、目の前の小児科に駆け込んで、適正な処置を受けられたというお話があったんです。場合によってはそういうことさえもあり得るので、小学校では定期的にそういう研修等も先生方はされていると思うんですけども、本当にこれからまた始まる小学校も中学校も、新しい先生もお見えになったり、講師の先生がお見えになったりということが、毎年のようにメンバーの入れ替わりがあるので、そのような先生方に対する研修も丁寧に実施していただきたい。現実にはやっておりますけれども、これは念には念を入れて今後も丁寧にしていっていただければと思います。

以上です。

○栗原教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 これは勘違いかもしれませんが、先ほど先生方の研修で、7月29日に42名参加というお話がありました。立川市の学校やクラスの数を考えて、42名というのは何か少ないような気がしますけれども、研修を受けていない先生がいると、ちょっと心配かなと思うんですが、どんな状況なんでしょうか。

○栗原教育長 杉浦学務課長、お願いいたします。

○杉浦学務課長 先ほど学校給食課長からご説明のあったこの研修というのは夏季研修で、少なくとも各学校から1名以上参加をしてくださいというもので、全員出てくださいというものではないものです。

なかなか全員を研修するというのは難しいので、特にこの夏季研修は、実際に参加した人から学校へ持ち帰って、その研修内容を共有していただきたいというお願いで、もちろん学校でも個別に研修はされていると思うんですけども、研修した内容を持ち帰って話をしてくださいということで、周知を図っている内容でございます。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 分かりました。

学校内で共有されているということでしたが、一層徹底していただきたいなと思います。

それと研修、知識は必要だと思うんですけども、今、学校の中でのお話でしたが、ここに、共同調理場におけるアレルギー対応食の調理作業における安全性の確保が必要なので、調理担当者に対する研修・訓練を実施すると書いてあります。これは、新しい共同調理場において、その調理担当者に研修をするという意味でしょうか。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 こちらの研修ですけれども、現調理場でも、調理、実際には委託事業者

になるわけですが、その中でも研修を行っていただいて、同じ安全・安心な給食を届ける仲間として、研修もやっていただいております。

また、新調理場ができたときにも、同様にそういう研修はしていただくという形になっているところがございます。

以上です。

○栗原教育長 事業者の研修ということでよろしいですね。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 学校では、研修してきたことを全員に伝えるということで徹底されて知らない人はいないはずですが、調理場はすごくたくさんの方が働いているかと思うんですね。勤務形態にもいろいろあるかと思うんですけれども、どこまでそれを徹底できるかということが気になっています。

その教育・訓練の範囲というんですか、どこまでやってきているかというのは、確認させていただきますか。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いします。

○青木学校給食課長 毎月事業者とは、一月単位で何をしたのかということも、全部報告をいただいております。研修の内容としましては、アレルギー対応もあるんですけれども、食育も含めて、調理担当者も含めて研修が実施されています。何名が研修を受けているかという資料は持ってはおりませんが、それをやっていただくという形にはさせていただいているところがございます。

以上です。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 調理担当者にどこまでその知識が必要なのかということが、ちょっと私にも理解できないので想像できないんですけれども、たくさんの方が知識を持っていれば、何かのヒューマンエラーがあったときにもフォローできるのではないかと思います。短時間のパートさんでも知識があるというような状況をつくっていただけたらいいなと思っております。

○栗原教育長 ほか、いかがでしょうか。

嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございました。

今回、概要ということで、資料裏面の表3のところにも、対応手順の課題と見直しの方向性（概要）となっているんですが、これは、立川市学校給食における食物アレルギー対応方針が、実際に修正されているのでしょうか。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いいたします。

○青木学校給食課長 今現在、文言の整理をしている段階でございます。次回の教育委員会のときには、資料として対応方針そのものを配付し、見ていただいて協議決定をしていただきたいと考えているところがございます。

以上です。

○栗原教育長 嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 分かりました。では、次回には詳細が示されるということですね。ありがとうございます。

あともう一つ、2の(1)の2つ目です。対応食品の見直しに伴う児童・生徒への影響を考慮し、献立の工夫を行うとありますけれども、どのように献立の工夫を行うのでしょうか。

○栗原教育長 青木学校給食課長、お願いします。

○青木学校給食課長 こちらですけれども、少しでも食べられる給食が出せるようにという形で、例えば現調理場ではA、Bの2献立になっているんですけれども、アレルギー対応食、今現在ですと1日あたり3種類まで出すことができますので、A、Bの中で重ならないような形で、できるだけ食べられるもの、また、アレルギー対応食もできるだけ出せるものという形で調整・工夫をしているというところでございます。

以上です。

○栗原教育長 嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 できるだけ工夫して、みんなでおいしい給食が食べられるようにやっていただきたいなと思います。

また、同時に献立表ですけれども、今回は献立表のことは無いんですが、私、3年ほど前にも、定例会の中で、食材の原材料が全て分かるような献立表を、ホームページ上だけでもいいので載せていただけないかとお願いしたことがあるんですけれども、そのお願いが検討されたかどうかは実は分からないままになっているんです。

やはり安全・安心と先ほどおっしゃいましたけれども、安全・安心というのは何だろうと思ったときに、必要な情報を必要な方が正確に得られるということもその一つだと思いますので、原材料名が分かるような献立表も、ご検討をぜひいただきたいなと思っていますが、いかがでしょうか。

○栗原教育長 メニューの表示のことで、原材料の表示のことで。

青木学校給食課長、お願いします。

○青木学校給食課長 先ほどもお話をさせていただいたんですけれども、今までアレルギー対応食を提供する場合、アレルギー食対応表というものを、前の月に各家庭と学校に配付をさせていただいておりました。それで、その中に何が入っている、この献立では何が入っていますよ。だから、このときは持参食だったり代替食だったりになりますよというような形で出させていただいているんですけれども、今後はこの対応食品以外についても、実際にはアレルギーを持っていらっしゃる方もいますので、そういう方たちにも今後はアレルギー食対応表というものをつくって、1か月前には分かるような形で、出させていただくような形を取る予定となっております。

以上です。

○栗原教育長 嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 アレルギーがあるお子さんもちろんそうですけれども、この食品には何が入っ

ているのかというのは、関心が高い保護者は必ず買うときに確認をします。私の子どももアレルギーでしたけれども、修学旅行等のときには、宿泊先からかなり詳しい、それこそ添加物も全て載っているような原材料表というものを頂きますので、それと比べても、この立川市の献立の示し方というのは、本当に非常に曖昧だなというふうに前々から感じておりましたので、ぜひ、共同調理場も新しくなることですから、献立の示し方というのも一新していただけるとありがたいなと思います。よろしく願いいたします。

○栗原教育長 ありがとうございます。

今回お示したのは概要でございますが、次回の定例会で、冊子になっている方針を皆さんにお示しいたします。またその内容を見た中で、今、嶋田委員からご指摘のあるところも確認していただいた中で、また次回にご意見いただければと思います。

よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○栗原教育長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。2協議(1)立川市学校給食における食物アレルギー対応方針の見直しについて、は提案のとおり、今日時点ではこの内容で承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、2協議(1)立川市学校給食における食物アレルギー対応方針の見直しについて、は承認されました。

◎協 議

(2) 図書館の臨時休館について

○栗原教育長 続きまして、2協議(2)図書館の臨時休館について、を議題とします。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、図書館の臨時休館につきましてご説明いたします。

本件につきましては、図書館資料の適正化に向けての特別整理、いわゆる蔵書点検作業の実施のために、条例の規定に基づきまして臨時休館するものであります。休館期間、対象館につきましては、中央図書館で1グループ、地区図書館で2グループに分け、特別整理実施期間をずらすことで、図書館全館一斉休館を避け、利用上の不便が生じない体制を取ることとしております。特別整理、いわゆる蔵書点検でございます。その作業内容につきましては、資料の2特別整理(蔵書点検)作業にお示ししたとおりでございます。周知の方法といたしましては、従来どおり広報たちかわ、ホームページ、ツイッター、館内掲示、図書館で配布するカレンダー、校長会等で周知を図ってまいります。

説明は以上です。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 ご説明ありがとうございます。

この件に関しては、何も質問はないですけれども、この中にあります蔵書点検と突合をやった結果、不明本がどれぐらい現実問題としてあったのかなんていうようなことを、可能でしたらば、またこの作業が終わった時点でも結構なんですけれども、そういうのがあったのかどうかを教えていただけると、ちょっと興味があったかなというところでございます。

この件に関しては、全く問題はないと思います。

○栗原教育長 今、伊藤委員から蔵書点検を行った後の結果について、また報告願えればというのですが、池田図書館長、お願いいたします。

○池田図書館長 特別整理期間における蔵書点検実施結果につきましては、年明けには正確な数字が出ます。と申しますのは、この期間で不明本が発覚しまして、その後、追跡調査をいたしますので、そういった期間を含めまして、年明けで数字を確定するというところでございます。

昨年の例でいいますと、図書館9館で160件ぐらい不明本が生じております。地区館におきましてはセキュリティバーがございませぬので、なかなか不明本がゼロということはありません。この情報を各館で共有し、館内監視とかアナウンス等で呼びかけておりまして、不明本につきましては減少傾向にあるということでございます。

委員皆様への報告の仕方につきましては、また事務局と相談しながら、どういう出し方をするかということでお示ししたいと思っております。

以上です。

○栗原教育長 検討させていただいて、年明け、そういった数字をどういうふうに出すかということ。またそれについては、固まった段階でご説明をしようと思っております。

ほか、いかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 確認ですけれども、周知の点です。

ここに挙げられているのは、やっぱり考えられる周知の方法を挙げられていると思うんですが、小・中学校の児童・生徒へのお知らせというのは、この校長会事務連絡への記載というところで学校へ連絡するというところでしょうか。

小・中学生は、一般的にお知らせするというよりも、学校でお知らせするというのが効果的かなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○栗原教育長 池田図書館長、お願いいたします。

○池田図書館長 小・中学生に対する周知の仕方につきましては、紙でこの期間図書館はお休みだよと配ってもよろしいですけれども、やはり図書館、利用している主なサイトとしましては、ホームページからアクセスする方法と、あとは来館して図書を借りる方法がござい

ますので、図書館の目立つところには休館期間の掲示をいたします。学校に対しましては、校長会を通しまして周知を図るんですけども、児童個別に何か通知を出すということはありませんので、その必要性があれば対応いたしますけれども、今のところ図書館としては、例年どおりということで考えております。

以上です。

○栗原教育長 小林委員、お願いいたします。

○小林委員 個別に児童・生徒にお知らせするというところまでは必要はないかと思っておりますけれども、学校内に図書館お休みのお知らせみたいな掲示をするぐらいはしてもいいのかな。先生方から、まあちょっと一言お知らせするとか、そんな簡単なことでいいと思うので、きたらお知らせしていただければいいかなと思います。

○栗原教育長 学校を通じた周知については少し検討させていただいて、より児童・生徒にこの情報が伝わるようなことを考えておきます。

図書館長、それでよろしいですか。

○池田図書館長 はい。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。2協議(2)図書館の臨時休館について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○栗原教育長 異議なしと認めます。よって、2協議(2)図書館の臨時休館について、は承認されました。

◎報 告

(1) 立川第七中学校体育館の復旧について

○栗原教育長 続きまして、3報告(1)立川第七中学校体育館の復旧について、に入ります。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○小林教育総務課長 それでは、立川第七中学校体育館の復旧についてご報告いたします。

本年6月30日木曜日の未明に発生しました立川第七中学校体育館の火災に伴い、早期の復旧を図り、教育活動及び地域活動等への影響を最小限とするため、全庁的なプロジェクトである第七中学校体育館復旧対策プロジェクト会議において、復旧方法について検討しました。

建築技術の専門家から、建て替えまたは改修の妥当性に関する意見を参考に、1の復旧方針のゴシック部分になりますが、現体育館の速やかな解体・除却を実施し、建て替えによる新体育館を築造するという復旧方針を決定したところでございます。

2の復旧スケジュールをご覧ください。

この復旧方針に基づきまして、現体育館の解体や新体育館の建設に関する設計・工事などを実施しまして、令和6年度2学期の10月頃から新体育館を供用開始するスケジュールで復旧

を進めてまいります。

なお、8月8日月曜日に開会しました令和4年第2回市議会臨時会におきまして、立川第七中学校の新体育館建設工事等設計委託料の補正予算が、原案どおり可決されました。これからになります。この設計委託の入札等を行い、事業者決定後に設計に取りかかっている流れになってございます。

資料裏面をご覧ください。

3の今年度の教育活動でございます。

各体育授業については、体育館が使用できないため、学習指導要領に規定されております内容が未履修にならないよう、プール、校庭、パソコンルーム、教室において実施するほか、(2)の儀式、(3)の行事、(4)の部活動、こういった教育活動については、リモート形式の手法等の活用、また、他の施設を借用して行っていくような形でございます。

中段でございます今年度の卒業式につきましては、令和5年3月16日木曜日に泉市民体育館において、来年度の入学式については、令和5年4月7日金曜日に、昭島市の市民会館でありますKOTORIホールで実施することとしてございます。

4の卒業制作作品でございます。

体育館内に卒業制作作品がございます。この卒業制作作品については、焼損状況が異なっておりますが、体育館の壁面から外すことが可能なものは、現在外しております。学校内の倉庫で保管しております。今後になります。学校運営協議会の委員の方やPTAの方に焼損状況をご確認いただき、今後の取扱いについて調整してまいります。

なお、体育館の復旧方針につきましては、既に立川市ホームページ、立川第七中学校ホームページに掲載し、当該学校の保護者に周知を図っておりますが、本日から立川第七中学校は2学期が開始いたします。今回ご報告しました復旧方針ですとか、今年度の教育活動に係るお知らせ文を、本日付で生徒を通じて保護者に配付しまして、さらなる周知を行ってまいります。

報告は以上となります。

○栗原教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

嶋田委員、お願いいたします。

○嶋田委員 ご説明ありがとうございます。

復旧方針が、建て替えに決まったということで、本当によかったなと思います。

ただ、やはり出来上がるまでは、生徒の皆さん、保護者の皆さん、地域の皆さんにもご不便をおかけすると思いますので、本日お知らせを配っていただいたということですが、しっかりした説明と、くれぐれも事故などないように、安全に留意して進めていただきたいなと思います。

それで、今の2年生、3年生に関しては、体育館がない状態で卒業になると思いますので、体育館が火事で燃えちゃって悲しかったという思い出だけじゃなくて、悲しかったけれども、

これもできた、あれもできたといういい思い出ができるように、残りの教育活動を充実したものにしていいただければと思います。よろしく願いいたします。

○栗原教育長 ほかはいかがでしょうか。

小林委員、お願いいたします。

○小林委員 まだ先の話ですけれども、卒業式、泉市民体育館ということで、うちからも泉市民体育館は遠いんですけれども、この七中からだともっと遠くなるので、もちろん車は使用できないでしょうから、自力で行くという形になると思います。

何か、その泉体育館まで行くことに関して、手助けとかフォローができないかどうか。ご検討いただけたらと思います。

○栗原教育長 佐藤指導課長、お願いいたします。

○佐藤指導課長 泉体育館まではご指摘いただいたとおり距離がございますので、例えばバスの活用ができないかどうか等も含めて、まだ参加対象が確定しておりませんので、生徒数がどれぐらいかということも含め、また保護者も今後の新型コロナウイルス感染状況等にもよると思いますが、そういったところも十分加味しながら、移動方法についても十分検討し、また支援してまいりたいと思います。

○栗原教育長 今、まだ未定なところはありますけれども、いずれにしろ小林委員からご指摘があったところは、私ども教育委員会としても課題と考えておりますので、検討を続けてまいりたいと思っております。

ほか、いかがでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 ないようでございます。これで3報告(1)立川第七中学校体育館の復旧について、の報告及び質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

その他はございますでしょうか。

〔「ありません」との声あり〕

○栗原教育長 その他はないようでございます。

◎閉会の辞

○栗原教育長 それでは次回の日程を確認いたします。次回、第17回定例会は、令和4年9月5日 月曜日13時30分から208・209会議室で開催いたします。

これもちまして、令和4年第16回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時28分

署名委員

.....

教育長